

税務署長		平成 (1) 年分の所得税及び復興特別所得税の (8),(10) 申告書B		F A O 1 2 0	
(2) 年 月 日					
住所 (4)		フリガナ		氏名	
(3)					
性別		種別 (6)		世帯主の氏名	
男 女					
生年月日 (5)		電話番号		自宅・勤務先・携帯	
平成 26 年 1 月 1 日現在		特記事項 11 番号		翌年以降	
収入金額等		種類 (7) 所得額修正		申告書	
事業業等 (12)				課税される所得金額 (1) (2) 又は第三表上の欄に対する税額又は第三表の (8) (47)	
農業業 (13)				配当控除 (28) (49)	
不動産 (14)				配当控除 (29) 50	
利子 (15)				配当控除 (30) (51) 52, 53, 54	
配当 (16)				配当控除 (31) (55)	
給与 (17)				配当控除 (32) 56, 57, 58	
雑 (18)				配当控除 (33) (59)	
総合課税 (19)				配当控除 (34) 60	
長期 (20)				配当控除 (35) (61)	
一時 (21)				配当控除 (36) (62)	
所得金額				配当控除 (37) (63)	
事業業等 (22)				配当控除 (38) 64	
農業業 (23)				配当控除 (39) (65)	
不動産 (24)				配当控除 (40) (66)	
利子 (25)				配当控除 (41) (67)(68)	
配当 (26)				配当控除 (42) (69)	
給与 (27)				配当控除 (43) 70	
雑 (28)				配当控除 (44) (71)	
総合課税 (29)				配当控除 (45) (72)	
合計 (30)				配当控除 (46) (73)	
所得から差し引かれる金額				配当控除 (47) 74	
雑損控除 (42)				配当控除 (48) (75)	
医療費控除 (43)				配当控除 (49) 76	
社会保険料控除 (31)				配当控除 (50) 77, 78, 79	
小規模企業共済等掛金控除 (32)				配当控除 (51) 77, 78, 79	
生命保険料控除 (33)				配当控除 (52) 77, 78, 79	
地震保険料控除 (34)				配当控除 (53) 77, 78, 79	
寄附金控除 (45)				配当控除 (54) 77, 78, 79	
寡婦・寡夫控除 (35)				配当控除 (55) 77, 78, 79	
勤労学生・障害者控除 (36)				配当控除 (56) 77, 78, 79	
配偶者扶養控除 (37)(38)				配当控除 (57) 77, 78, 79	
扶養控除 (39)				配当控除 (58) 77, 78, 79	
基礎控除 (40)				配当控除 (59) 77, 78, 79	
合計 (46)				配当控除 (60) 77, 78, 79	
税理士印 (125)				配当控除 (61) 77, 78, 79	
税理士法第30条の書面提出有				配当控除 (62) 77, 78, 79	
税理士法第33条の2の書面提出有				配当控除 (63) 77, 78, 79	
(126)				配当控除 (64) 77, 78, 79	

- ※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。
- ※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH26において出現頻度が低い（0.5%未満）ため提供対象に含めない項目を指している。

平成26年のデータレイアウトと申告書との対応関係 (P1～P3)

平成 年分の 所得税及び
復興特別所得税 の

申告書 (分離課税用)

F A 0 0 3 4

第三表（平成二十五年分以降用）○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

姓	所	
屋	号	
ノ	サ	
氏	名	

番 号		一 連 号	
-----	---	-------	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	(127) 法	条	項	号
第五	第七	第八		条の
第五	第七	第八		条の
第五	第七	第八		条の

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㊦	81				
			経減分	㊧	82				
		長期譲渡	一般分	㊨	(83)				
			特定分	㊩	84				
			経課分	㊪	85				
		株等の譲渡	未公開分	㊫	86				
			上場分	㊬	(88)				
			上場株式等の配当	㊭	(89)				
			先物取引	㊮	(90)				
		山林		㊯	91				
退職		㊱	(92)						
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㊲	93				
			経減分	㊳	94				
		長期譲渡	一般分	㊴	(95)				
			特定分	㊵	96				
			経課分	㊶	97				
		株等の譲渡	未公開分	㊷	98				
			上場分	㊸	(100)				
			上場株式等の配当	㊹	(101)				
			先物取引	㊺	102				
		山林		㊻	103				
退職		㊼	104						
税金の計算	総合課税の合計額 (中略第1表第一表の㉑)				㉑	(30)			
	所得から差し引かれる金額 (中略第1表第一表の㉒)				㉒	(46)			
	課税される所得金額	㉓	対応分	㉔	(47)			〇〇〇	
		㉕	対応分	㉖	105			〇〇〇	
		㉗	対応分	㉘	(106)			〇〇〇	
		㉙	対応分	㉚	(107)			〇〇〇	
		㉛	対応分	㉜	(108)			〇〇〇	
		㉝	対応分	㉞	109			〇〇〇	
		㉟	対応分	㊱	110			〇〇〇	
		㊲	対応分	㊳	111			〇〇〇	

[illegible]

※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH26において出現頻度が低い（0.5%未満）ため提供対象に含まない項目を指している。

平成26年のデータレイアウトと申告書との対応関係 (P1～P3)

F	A	0	1	1	0
---	---	---	---	---	---

平成 1 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 A

第一表
(平成二十六年分以降用)

※ 復興特別所得税額③⑤欄の記入をお忘れなく。

整 理 欄	区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
	異動												
	管理			年		月				L			
									通	信			年 月 .
	納客	事務		住民		検査			日付印				一連 番号

P3

平成27年のデータレイアウトと申告書との対応関係（P4～P6）

税務署長		平成 (1) 年分の所得税及び復興特別所得税の(8),(10) 申告書B		F A O 1 2 1	
(2)年 月 日		氏名 (3)		フリガナ	
住所 (4)		性別 (6)		職名 (6)	
生年月日 (5)		戸籍・番号		世帯主の氏名	
電話番号		自宅・勤務先・携帯		世帯主との続柄	
特記事項 (11)		番号		翌年以降送付不要	

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		その他の	
事業等 (7)	(12)	事業等 (1)	(22)	雑損控除 (10)	42	配偶者の合計所得金額 (49)	(70)
農業 (イ)	(13)	農業 (2)	(23)	医療費控除 (11)	(43)	専業主婦・専業主夫 (50)	(71)
不動産 (ロ)	(14)	不動産 (3)	(24)	社会保険料控除 (12)	(31)	青色申告特別控除額 (51)	(72)
利子 (ハ)	25	利子 (4)	25	小規模企業共済等掛金控除 (13)	(32)	給与等 (52)	(73)
配当 (ニ)	(15)	配当 (5)	(26)	生命保険料控除 (14)	(33)	所得税の源泉徴収控除 (53)	74
給付 (ホ)	(16)	給付 (6)	(27)	地震保険料控除 (15)	(34)	本年分で差し引く繰越損失額 (54)	(75)
雑 (ヘ)	(17)	雑 (7)	(28)	寄附金控除 (16)	(45)	平均課税対象金額 (55)	76
総合短期 (セ)	19	総合短期 (8)	(29)	寡婦・寡夫控除 (18)	(35)	変動・臨時所得金額 (56)	77, 78, 79
長期 (ソ)	20	長期 (9)	(30)	勤労学生・障害者控除 (19)	(36)	申告期限までに納付する金額 (57)	00
一時 (タ)	(21)	合計 (10)	(30)	配偶者 (特別) 控除 (20)	(37)(38)	延納届出額 (58)	(80)
合計 (チ)	(21)	合計 (11)	(30)	扶養控除 (23)	(39)		
		合計 (12)	(30)	基礎控除 (24)	(40)		
		合計 (13)	(30)	合計 (25)	(46)		

税理士 (125)		区 (A)		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K	
税理士法第30条の2の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有		郵便局名等		預金種類		普通		当座		定期		貯蓄		その他		その他		その他		その他	

- ※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。
- ※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH27において出現頻度が低い（0.5%未満）ため提供対象に含まない項目を指している。

平成 年分の 所得税及び
復興特別所得税

申告書 (分離課税用)

住所	〒								
氏名									

番号									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

(127) 特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所法	措法	憲法	
所法	措法	憲法	
所法	措法	憲法	

(単位は円)

収入 金 額	分 離 課 税	短期譲渡	一般分	㊦	81			
			軽減分	㊧	82			
		長期譲渡	一般分	㊨	(83)			
			特定分	㊩	84			
			軽減分	㊪	85			
			株式等の譲渡 未公開分	㊫	86			
			上場分	㊬	(88)			
			上場株式等の配当	㊭	(89)			
			先物取引	㊮	(90)			
			山林	㊯	91			
	退職	㊰	(92)					
所得 金 額	分 離 課 税	短期譲渡	一般分	㊱	93			
			軽減分	㊲	94			
		長期譲渡	一般分	㊳	(95)			
			特定分	㊴	96			
			軽減分	㊵	97			
			株式等の譲渡 未公開分	㊶	98			
			上場分	㊷	(100)			
			上場株式等の配当	㊸	(101)			
			先物取引	㊹	102			
			山林	㊺	103			
	退職	㊻	104					
税金 の 計 算	課 税 さ れ る 所 得 金 額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の30)	㊼	(30)				
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の39)	㊽	(46)				
		㊾ 対応分	㊿	(47)			000	
		㊿ 対応分	㊿	105			000	
		㊿ 対応分	㊿	(106)			000	
		㊿ 対応分	㊿	(107)			000	
		㊿ 対応分	㊿	(108)			000	
		㊿ 対応分	㊿	109			000	
		㊿ 対応分	㊿	110			000	
		㊿ 対応分	㊿	111			000	

税金 の 計 算	税 額	㉞ 対応分	㉞	(112)		
		㉟ 対応分	㉟	113		
		㊱ 対応分	㊱	(114)		
		㊲ 対応分	㊲	(115)		
		㊳ 対応分	㊳	(116)		
		㊴ 対応分	㊴	117		
		㊵ 対応分	㊵	118		
		㊶ 対応分	㊶	119		
		㉞から㊶までの合計 (申告書第一表の40に転記)	㊶	(128)		
そ の 他	株 式 等 の 配 当 先 物 取 引	本年分の㉞、㊱から 差し引く繰越損失額 算出以後に繰り越される 損失の金額	㊷	(120)		
		本年分の㊱から 差し引く繰越損失額	㊸	(121)		
		本年分の㊲から 差し引く繰越損失額	㊹	(122)		
		本年分の㊳から 差し引く繰越損失額 算出以後に繰り越される 損失の金額	㊺	123		
			㊻	124		

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 ー必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合 計	㉟	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の 生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理 欄	A	B	C	申告等年月日				
	D	E	F	通算				
	取得 期限							
	資産			入力				
				申告 区分				

第三表 (平成二十七年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

- ※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。
- ※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH27において出現頻度が低い(0.5%未満)ため提供対象に含まない項目を指している。

平成27年のデータレイアウトと申告書との対応関係 (P4～P6)

税務署長		平成(1)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		FA0111	
(2)年 月 日				(8),(10)	
住所 (又は居所) (4)		(3)		フリガナ	
平成 年 月 1 日 の住所		氏名		性別 世帯主の氏名 世帯主との続柄	
		男 女		電話番号	
		生年 月 日(5)		自 宅・勤務先・携帯	
		番号		翌年以降	
(単位は円)					
収入金額等	給与	⑦	(16)		
	雑 公的年金等	⑧	(17)		
	その他	⑨	(18)		
	配 当	⑩	(15)		
所得金額	一 時	⑪	(21)		
	給 与	①	(27)		
	雑	②	(28)		
	配 当	③	(26)		
所得から差し引かれる金額	一 時	④	(29)		
	合 計	⑤	(30)		
	社会保険料控除	⑥	(31)		
	小規模企業共済等掛金控除	⑦	(32)		
	生命保険料控除	⑧	(33)		
	地震保険料控除	⑨	(34)		
	寡婦、寡夫控除	⑩	(35)	0000	
	勤労学生、障害者控除	⑪	(36)	0000	
	配偶者(特別)控除	⑫	(37)(38)	0000	
	扶 養 控 除	⑬	(39)	0000	
	基 礎 控 除	⑭	(40)	0000	
	⑯から⑳までの計	⑮	(41)		
	雑 損 控 除	⑰	42		
	医 療 費 控 除	⑱	(43)		
	寄 附 金 控 除	⑲	(45)		
	合 計	⑳	(46)		
(税 理 士 署 名 押 印 電 話 番 号)		(125)		(印)	
税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有			
(126)					
課税される所得金額 (5)-(20)		①	(47)	000	
税 金 の 計 算	上の①に対する税額	②	(48)		
	配 当 控 除	③	(49)		
	(特定増改築等) 区 住宅借入金等特別控除	④	(51) 52, 53, 54		
	政党等寄附金等特別控除	⑤	(55)		
	住宅新築増改築特別控除 区 住宅特定改修、認定住宅 新築等特別税額控除	⑥	(56, 57, 58)		
	差 引 所 得 税 額 (21)-(2)-(3)-(4)-(5)	⑦	(59)		
	災 害 減 免 額	⑧	60		
	再 差 引 所 得 税 額 (高 率 ⑧ 所 得 税 額)	⑨	(61)		
	復興特別所得税額 (39 × 2.1%)	⑩	(62)		
	所得税及び復興特別所得税の 額(62)+(63)	⑪	(63)		
外国税額控除 区 分	⑫	64			
所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額	⑬	(65)			
所得税及び復興特別 所得税の 納める税金	⑭	(69)	00		
申告納税額 (65)-(66)-(67)-(68)-(69)	⑮	(70)			
配偶者の合計所得金額	⑯	(73)			
健康増進税の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	⑰	74			
申告期限までに 納付する金額	⑱	(74)	00		
延 納 届 出 額	⑲	(80)	000		
※ 復興特別所得税額⑩欄の記入をお忘れなく。					
選受 付さ 取 れる 場 合 の 所 在 地 番 号	銀行・組合 金融・協同 信用・協同	本店・支店 出張所 本所・支所			
郵便局 名 等	預 金 種 類	普通 当座 定期 貯蓄			
口座番号 記号番号					
区分 A B C D E F G H I J K					
整理 欄	納 税 者 氏 名	校 算	通 信 日 付 印	年 月 日	一 連 番 号

第一表 (平成二十七年分以降用)

- ※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。
- ※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH27において出現頻度が低い(0.5%未満)ため提供対象に含まない項目を指している。

F A 0 1 2 2

税務署長 平成 (1) 年分の 所得税及び復興特別所得税の(8),(10) 申告書B

(2) 年 月 日

住所 (3) (4)

個人番号 (5) (6)

氏名 (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126)

収入金額等 (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126)

所得金額 (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126)

所得から差し引かれる金額 (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126)

税理士 (125) (126)

第一表 平成二十八年分以降用

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

- ※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。
- ※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH28において出現頻度が低い(0.5%未満)ため提供対象に含まない項目を指している。

F A 0 0 3 6

申告書 (分離課税用)

住 屋	所 号	
71 氏	ナ 名	

整理 番号		一連 番号	
----------	--	----------	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

(127) 特 例 適 用 条 文			
法		条	項 号
所法 第14条 第1項		条の	
所法 第14条 第2項		条の	
所法 第14条 第3項		条の	

[illegible]

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉔	81				
			蛭減分	㉕	82				
		長期譲渡	一般分	㉖	(83)				
			特定分	㉗	84				
			蛭課分	㉘	85				
			一般株式等の譲渡	㉙	87				
			上場株式等の譲渡	㉚	(88)				
			上場株式等の配当等	㉛	(89)				
			先物取引	㉜	(90)				
			山林	㉝	91				
	退職	㉞	(92)						
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉙	93				
			蛭減分	㉚	94				
		長期譲渡	一般分	㉛	(95)				
			特定分	㉜	96				
			蛭課分	㉝	97				
			一般株式等の譲渡	㉞	99				
			上場株式等の譲渡	㉟	(100)				
			上場株式等の配当等	㊱	(101)				
			先物取引	㊲	102				
			山林	㊳	103				
	退職	㊴	104						
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書に第一表の2)		㊵	(30)					
	所得から差し引かれる金額 (申告書に第一表の3)		㊶	(46)					
	課税される所得金額	㊷ 対応分	㊷	(47)			〇〇〇		
		㊸ 対応分	㊸	105			〇〇〇		
		㊹ 対応分	㊹	(106)			〇〇〇		
		㊺ 対応分	㊺	(107)			〇〇〇		
		㊻ 対応分	㊻	(108)			〇〇〇		
		㊼ 対応分	㊼	109			〇〇〇		
		㊽ 対応分	㊽	110			〇〇〇		
		㊾ 対応分	㊾	111			〇〇〇		

区 分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合 計 ⑤2		

恒日・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

所得の生ずる場所	収 入 金 額	退職所得控除額
	円	円

[illegible]

（平成二十八年分以降用）○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください

P8

平成28年のデータレイアウトと申告書との対応関係 (P7～P9)

税務署長		(8),(10)		F A O 1 1 2	
(2)年 月 日		平成 (1) 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A			
住所 (又は居所) (4)	個人番号	フリガナ	氏名	性別 男 女	世帯主の氏名
平成 年 1月1日 の住所	生年月日(5)	電話番号	自宅・勤務先・携帯 番号	世帯主との続柄	
(単位は円)		整理 番号	翌年 送付 以降		
収入金額等	給与 与 (7)	(16)	課税される所得金額 (5)-(20)	(21)	(47) 〇〇〇
	雑 公的年金等 (1)	(17)	上の(21)に対する税額	(22)	(48)
	その他 (2)	(18)	配当控除 (23)	(49)	
	配当 (15)	(15)	(特定増改築等) 区 住宅借入金等特別控除 分	(24)	(51) 52, 53, 54
所得金額	一時 (21)	(21)	政党等寄附金等特別控除 (25)	(55)	
	給与 区分 (1)	(27)	住宅耐震改修特別控除 区 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除 分	(26)	(56. 57. 58)
	雑 (2)	(28)	差引所得税額 (22)-(23)-(24)-(25)-(26)	(32)	(59)
	配当 (3)	(26)	災害減免額 (33)	(60)	
所得から差し引かれる金額	一時 (29)	(29)	再差引所得税額 (基本所得税額) (32)-(33)	(34)	(61)
	合計 (5)	(30)	復興特別所得税額 (34) × 2.1%	(35)	(62)
	社会保険料控除 (6)	(31)	所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額 (36)	(63)	
	小規模企業共済等掛金控除 (7)	(32)	外国税額控除 区分 (37)	(64)	
	生命保険料控除 (8)	(33)	所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額 (38)	(65)	
	地震保険料控除 (9)	(34)	所得税及び復興特別 所得税の 申告納税額 (39)	(69)	〇〇
	寡婦、寡夫控除 (10)	(35)	還付される 金 (40)		
	勤労学生、障害者控除 (11)	(36)	その他の 配偶者の合計所得金額 (41)	(70)	
	配偶者(特別)控除 区分 (12)	(37)(38)	就所得・一時所得の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額 (42)	(73)	
	扶養控除 (14)	(39)	未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (43)	(74)	
	基礎控除 (15)	(40)	申告期限までに 納付する金額 (44)		〇〇
	⑥から⑮までの計 (16)	(41)	延納届出額 (45)	(80)	〇〇〇
雑損控除 (17)	42	延納届出額 (45)			(80) 〇〇〇
医療費控除 (18)	(43)	延納届出額 (45)			(80) 〇〇〇
寄附金控除 (19)	(45)	延納届出額 (45)			(80) 〇〇〇
合計 (20)	(46)	延納届出額 (45)			(80) 〇〇〇
(税理士 署名押印 電話番号 (125))		延納届出額 (45)			
税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有			
(126)		延納届出額 (45)			

第一表 (平成二十八年分以降用)

- ※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。
- ※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH28において出現頻度が低い(0.5%未満)ため提供対象に含まない項目を指している。

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

- P10

平成 年分の 所得税及び
復興特別所得税 の

申告書 (分離課税用)

住 屋 所 号 _____

氏 姓 姓 名 _____

機 器 種 号		一 巻 連 号	
------------------	--	------------------	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

(127) 範 例 酒 用 条 文									
法			条				項	号	
他法	造法	醸法	☐	☐	条の	☐	☐	項	号
所法	造法	醸法	☐	☐	条の	☐	☐	項	号
所法	造法	醸法	☐	☐	条の	☐	☐	項	号

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㉔	81			
		短期譲渡	蛭減分 ㉕	82			
		長期譲渡	一般分 ㉖	(83)			
		長期譲渡	特定分 ㉗	84			
		長期譲渡	特課分 ㉘	85			
		一般株式等の譲渡	㉙	87			
		上場株式等の譲渡	㉚	(88)			
		上場株式等の配当等	㉛	(89)			
		先物取引	㉜	(90)			
		山林	㉝	91			
退職	㉞	(92)					
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㉙	93			
		短期譲渡	蛭減分 ㉚	94			
		長期譲渡	一般分 ㉛	(95)			
		長期譲渡	特定分 ㉜	96			
		長期譲渡	特課分 ㉝	97			
		一般株式等の譲渡	㉞	99			
		上場株式等の譲渡	㉟	(100)			
		上場株式等の配当等	㊱	(101)			
		先物取引	㊲	102			
		山林	㊳	103			
退職	㊴	104					
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の23)			㊵	(30)		
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の25)			㊶	(46)		
	課税される所得金額	㊷ 対応分	㊷	(47)		000	
		㊸ 対応分	㊸	105		000	
		㊹ 対応分	㊹	(106)		000	
		㊺ 対応分	㊺	(107)		000	
		㊻ 対応分	㊻	(108)		000	
		㊼ 対応分	㊼	109		000	
		㊽ 対応分	㊽	110		000	
		㊾ 対応分	㊾	111		000	

[illegible]

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区 分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合 計	②	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

租日・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収 入 金 額	退職所得控除額
	円	円

整 理 欄	A	B	C	申告等年月日					
	D	E	F	通算					
	基礎 控除					税引 率			
	所得 控除			入 力		申告 率			

第三表

（平成二十八年分以降用）○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください

※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH29において出現頻度が低い（0.5%未満）ため提供対象に含まない項目を指している。

税務署長 (2)年 月 日 平成 (1) 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A (8),(10) F A O 1 1 3

第一表 (平成二十九年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

P12

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

- P13

平成 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書 (分離課税用)

姓	所	
屋	号	
刀	名	
氏		

整理番号		一通	
------	--	----	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

(127) 特 例 適 用 条 文								
法	条	項	号					
地 法	地 法	地 法		条の			項	
所 法	所 法	所 法		条の			項	
所 法	所 法	所 法		条の			項	

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㊦	81					
			軽減分 ㊧	82					
		長期譲渡	一般分 ㊨	(83)					
			特定分 ㊩	84					
		課税	経課分 ㊪	85					
			一般株式等の譲渡	㊫	87				
			上場株式等の譲渡	㊬	(88)				
			上場株式等の配当等	㊭	(89)				
			先物取引	㊮	(90)				
		山林	㊯	91					
退職	㊰	(92)							
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㊱	93					
			軽減分 ㊲	94					
		長期譲渡	一般分 ㊳	(95)					
			特定分 ㊴	96					
		課税	経課分 ㊵	97					
			一般株式等の譲渡	㊶	99				
			上場株式等の譲渡	㊷	(100)				
			上場株式等の配当等	㊸	(101)				
			先物取引	㊹	102				
		山林	㊺	103					
退職	㊻	104							
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書に第一表の①)			㊼	(30)				
	所得から差し引かれる金額 (申告書に第一表の②)			㊽	(46)				
	課税される所得金額	① 対応分	㊾	(47)			000		
		③ 対応分	㊿	105			000		
		①②③ 対応分	㊿	(106)			000		
		④ 対応分	㊿	(107)			000		
		⑤ 対応分	㊿	(108)			000		
		⑥ 対応分	㊿	109			000		
		⑦ 対応分	㊿	110			000		
		⑧ 対応分	㊿	111			000		

[illegible]

第三表（平成二十八年分以降用）○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

- ※1 レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。
 ※2 資料内の括弧なし・黒文字の数字はH30において出現頻度が低い（0.5%未満）ため提供対象に含まない項目を指している。

